諮問庁:大学共同利用機関法人自然科学研究機構

諮問日:令和元年10月16日(令和元年(独情)諮問第88号) 答申日:令和4年2月21日(令和3年度(独情)答申第67号)

事件名:NBRPニホンザルの民間委託先のサルの扱いに関する検討を行った

際の議事録等の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

### 第1 審査会の結論

下記の10文書(以下、併せて「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

- 文書 1 1 第 1 回 N B R P ニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググ ループ 会議資料
- 文書 1 2 第 1 回 N B R P ニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググ ループ 議事メモ
- 文書 2 1 第 2 回 N B R P ニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググ ループ 会議資料
- 文書 2 2 第 2 回 N B R P ニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググ ループ 議事メモ
- 文書3-1 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員 会(第1回)会議資料
- 文書 3 2 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第1回)議事要旨
- 文書 4 1 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員 会(第2回)会議資料
- 文書 4 2 生理学研究所「二ホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第2回)議事要旨
- 文書 5 1 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員 会(第3回)会議資料
- 文書 5 2 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員 会(第3回)議事要旨

### 第2 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、大学共同利用機関法人自然科学研究機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行っ

た平成31年4月25日付け自機総第16号による一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書(意見書1及び意見書2)の記載によると、おおむね以下のとおりである。

# (1)審査請求書

ア 第1回NBRPニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググループ (ア)「会議資料」について

- a 導入元との契約にかかわる情報は、契約書が任意に提供された ものではないから、法 5 条 2 号口には当たらない。そうするとイ に当たることになるが、競争しておらず、競争上の地位にはない ので、イには当たらない。国民の税金を使っている随意契約だか ら、正当な利益を損ねる恐れは何もない。
- b そもそもワーキンググループ出席者名とその所属に関する情報 すべてを求めているわけではないので、法 5 条 4 号に当たらない。 一部非開示する措置が可能であるから、国民の知る権利に対する 過剰な規制である。
- c 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので審議、検討に関する開示により、外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れはなく、法5条3号に該当しない。国の補助金で行っているので、不開示は不当である。
- d 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法5条4号イ~トどれにも当たらない。開示することにより外部からの圧力や干渉などにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れはない。

「その他」に当たるとしているようだが、あくまで非開示が例外である以上、イ〜トの事項と同等の現実的な恐れがないといけないと解釈すべき。しかし、本件では抽象的に外部からの圧力や干渉などで事務作業に支障を及ぼすなど何ら具体的な事実や恐れもないまま一般的に非開示としており、上記法の趣旨からしてこのような抽象的な「恐れ」で非開示にできることはあり得ない。法の解釈適用を誤ったものである。

### (イ) 「議事メモ」について

公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会の 議事メモであるので、法 5 条 3 号には当たらない。これを開示する ことにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換もしく は意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れはない。

- イ 第2回NBRPニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググループ (ア)「会議資料」について
  - a 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会 であり、法5条2号には当たらない。不開示は不当である。
  - b 導入元との契約にかかわる情報は、契約書が任意に提供された ものではないから、法 5 条 2 号口には当たらない。そうするとイ に当たることになるが、競争しておらず、競争上の地位にはない ので、イには当たらない。国民の税金を使っている随意契約だか ら、正当な利益を損ねる恐れは何もない。
  - c そもそもワーキンググループ出席者名とその所属に関する情報 すべてを求めているわけではない。一部非開示する措置が可能で あるから、国民の知る権利に対する過剰な規制である。

公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法5条4号には当たらない。開示することにより外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れはない。

- d 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法5条3号には当たらない。これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れはない。
- e 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法5条4号イ~トどれにも当たらない。開示することにより外部からの圧力や干渉などにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れはない。

「その他」に当たるとしているようだが、あくまで非開示が例外である以上、イ~トの事項と同等の現実的な恐れがないといけないと解釈すべき。しかし、本件では抽象的に外部からの圧力や干渉などで事務作業に支障を及ぼすなど何ら具体的な事実や恐れもないまま一般的に非開示としており、上記法の趣旨からしてこのような抽象的な「恐れ」で非開示にできることはあり得ない。法の解釈適用を誤ったものである。

### (イ) 「議事メモ」について

公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会の 議事メモであるので、法 5 条 3 号には当たらない。これを開示する ことにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換もしく は意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れはない。

ウ 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第1回)

# (ア)「会議資料」について

- a 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会 であり、法5条2号には該当しない。不開示は不当である。
- b そもそもワーキンググループ出席者名とその所属に関する情報 すべてを求めているわけではないので、法 5 条 4 号に当たらない。 一部非開示する措置が可能であるから、国民の知る権利に対する 過剰な規制である。
- c 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法5条3号には当たらない。これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れはない。
- d 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法5条4号には当たらない。開示することにより外部からの圧力や干渉などにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れはない。

「その他」に当たるとしているようだが、あくまで非開示が例外である以上、イ~トの事項と同等の現実的な恐れがないといけないと解釈すべき。しかし、本件では抽象的に外部からの圧力や干渉などで事務作業に支障を及ぼすなど何ら具体的な事実や恐れもないまま一般的に非開示としており、上記法の趣旨からしてこのような抽象的な「恐れ」で非開示にできることはあり得ない。法の解釈適用を誤ったものである。

# (イ) 「議事要旨」について

- a 個人情報まで求めておらず、法5条1号には該当しない。一部 非開示する措置が可能であるから、国民の知る権利に対する過剰 な規制である。
- b そもそも母群検討委員会の出席者名とその所属に関する情報すべてを求めているわけではないので法5条4号に該当しない。ただ抽象的に「外部からの圧力や干渉等を受ける可能性がある」ということでは、情報公開を拒めない。
- エ 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第2回)

#### (ア)「会議資料」について

- a 個人情報まで求めておらず、法5条1号に該当しない。一部非 開示する措置が可能であるから、国民の知る権利に対する過剰な 規制である。
- b 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会 であり、法5条2号には当たらない。不開示は不当である。

- c 導入元との契約にかかわる情報は、契約書が任意に提供された ものではないから、法5条2号口には当たらない。そうするとイ に当たることになるが、競争しておらず、競争上の地位にはない ので、イには当たらない。国民の税金を使っている随意契約だか ら、正当な利益を損ねる恐れは何もない。
- d そもそも母群検討委員会の出席者名とその所属に関する情報すべてを求めているわけではないので法5条4号に該当しない。ただ抽象的に「外部からの圧力や干渉等を受ける可能性がある」ということでは、情報公開を拒めない。
- e 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法5条3号には当たらない。これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れはない。
- f 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法5条4号には当たらない。開示することにより外部からの圧力や干渉等により事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れはない。

「その他」に当たるとしているようだが、あくまで非開示が例外である以上、イ~トの事項と同等の現実的な恐れがないといけないと解釈すべき。しかし、本件では抽象的に外部からの圧力や干渉などで事務作業に支障を及ぼすなど何ら具体的な事実や恐れもないまま一般的に非開示としており、上記法の趣旨からしてこのような抽象的な「恐れ」で非開示にできることはあり得ない。法の解釈適用を誤ったものである。

#### (イ) 「議事要旨」について

- a そもそも母群検討委員会の出席者名とその所属に関する情報すべてを求めているわけではないので法5条4号に該当しない。ただ抽象的に「外部からの圧力や干渉等を受ける可能性がある」ということでは、情報公開を拒めない。
- b 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法5条3号には当たらない。これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れはない。
- c 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法5条4号には当たらない。開示することにより外部からの圧力や干渉などにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れはない。
- オ 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第3

回)

# (ア)「会議資料」について

- a 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であり、法5条2号には当たらない。不開示は不当である。
- b そもそも母群検討委員会の出席者名とその所属に関する情報すべてを求めているわけではないので法5条4号に該当しない。ただ抽象的に「外部からの圧力や干渉等を受ける可能性がある」ということでは、情報公開を拒めない。
- c 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法5条3号には当たらない。これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れはない。
- d 公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法5条4号には当たらない。開示することにより外部からの圧力や干渉などにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れはない。

「その他」に当たるとしているようだが、あくまで非開示が例外である以上、イ〜トの事項と同等の現実的な恐れがないといけないと解釈すべき。しかし、本件では抽象的に外部からの圧力や干渉などで事務作業に支障を及ぼすなど何ら具体的な事実や恐れもないまま一般的に非開示としており、上記法の趣旨からしてこのような抽象的な「恐れ」で非開示にできることはあり得ない。法の解釈適用を誤ったものである。

### (イ) 「議事要旨」について

公益目的の実験をするための動物の取り扱いを検討する委員会であるので法 5 条 3 号には当たらない。これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れはない。

### (2) 意見書1

審査請求人がそもそも機構に対して情報公開請求した最も大きな理由は、機構が特定法人に飼養保管を委託していたニホンザルが実験用として供給が終わった後、果たして適切に終生飼育されるのか、それとも飼育保管先が見つからずに殺処分されてしまうのではないかと、今後の扱いを危惧したからである。

ナショナルバイオリソースプロジェクト「二ホンザル」は、実験サルを産ませるための母群を動物園、野猿などから集めてきた。平成18年度(2006年度)から供給が始まったが、需要が減少したことにより、平成25年度(2013年度)から機構の委託先である特定法人での繁

殖を停止。サルの提供は平成31年度(2019年度)から京都大学霊 長類研究所に一本化された。

現在、特定法人にいるニホンザル195匹(2009年3月31日現在)のほとんどは子ザルを産ませるための老齢の親ザルと見られ、機構の検討委員会では非侵襲的な研究も検討されているようだが、完全に非侵襲的な研究をすることは不可能で、データを取るためになんらかのストレスを与えることになり、実験動物として使えるとは思えない。また、そもそも繁殖を止めたのは、実験ザルの注文が減ったためであり、今さら老齢ザルの研究を希望する研究所が出てくる可能性は低いと思わざるをえない。

機構及び特定法人は、終生飼養保管義務がある動物愛護管理法7条を守るべきである。195匹のサルが動物福祉、動物愛護、公衆衛生などの観点から寿命を全うするまで適切な環境下で飼育されるのか、虐待など動物愛護管理法44条に違反する行為が起きないか、納税者である国民は、機構の中で検討されている内容を知る権利がある。

動物実験に使えなくなった二ホンザルを適切に飼育するための費用を 税金でどれくらい確保するのか、飼育先が確保できないサルが殺処分されないか、など国民が懸念する情報は本来、責任者が記者発表をするな ど積極的に社会に知らせるべきものであり、まして大半の情報公開請求 を拒むのは説明責任を果たしていない。そして、適切な終生飼養保管義 務を果たし、仮に実験用に使うにしても動物愛護、動物福祉の観点から 広く英知を集めて検討するべき問題である。

また、特定研究所について特定報道(本答申では添付資料は省略する。)があった。このような研究費の不正支出を防ぐためにも、公的な目的の研究事業については契約書などの透明性を確保し、極力、国民に情報公開をするべきだと思う。

機構が一部不開示の原処分を維持したことに対する意見は以下の通りである。

- ア 第1回NBRPニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググループ (ア)会議資料(不開示とした情報)
  - a 導入元と委託企業の契約にかかわる情報

導入元との契約にかかわる情報は、契約書が任意に提供されたものではなく、国民の税金を使っている随意契約である。機構は、契約の当事者として契約書を持っているはずで、法人文書であるから公開するべきである(以下、本段落の記載を「A」とする)。

b ワーキンググループ委員名・出席者名とその所属に関する情報 機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける 可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する」とする。

法 5 条 4 号柱書きとは、「次に掲げるおそれその他当該事務又 は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるもの」で、同号イ~トに該当するもの以外を指す。

つまり、法5条4号では、イ「国の安全が害されるおそれ、他 国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若 しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」、ロ「犯罪の予 防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼ すおそれ」、ハ「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若し くは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそ れ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を 困難にするおそれ」、二「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産 上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、ホ 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当 に阻害するおそれ」、へ「人事管理に係る事務に関し、公正かつ 円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」及びト「独立行政法人 等,地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事 業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」に当た るものが原則である。

法5条4号柱書きに当たるものは本来,これらイ~トを除く同等以上のものでないと認められず,極めて例外的なものである。本件は,サルの今後の扱い,飼養,終生保管などについて検討する事業に関するものであり,同号とは関係がない。これは機構が自ら,同号に当たらないと十分認識していることに他ならない。原則通り情報開示すべきである(以下,本段落の記載を「B」とする)。

機構は「所属のみを開示した場合についても、所属が開示されることにより個人が特定される可能性があり、不開示とすることが適当と考える。過去に関連する委員会委員に対して実際に脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている」という。しかし、

「過去に関連する委員会」とは、いつ、何回当機構といかなる関係を持つ委員会なのか全く不明である。いつ、だれが、どのような内容の「脅迫状」が、どの委員会委員に対して届いたのか、具体的な説明が一切ない。さらに「事業の妨害を受けている」とするが、実際にどのような、どの程度の「妨害」があったのか、具体的に明らかにしておらず、極めて抽象的である。その「妨害」

は、実際に身体生命への侵害があったほど重大事件に発展したのか、単なる意見書だったのか、もし「脅迫状」が届いたということが事実であれば、警察に被害届、告訴するなどして刑事事件として立件したのか明らかにして頂きたい(以下、本段落の記載を「C」とする)。

# c 会議資料

機構は「過去に関連する委員会委員に対して実際に脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている」などと主張するが、これについても理由はCと同様で認められない。

### (イ)議事メモ

タイトル以外の全て(不開示とした情報)

機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあり、法 5 条 4 号柱書きにも該当する」などと主張するが、これも理由は B と同様で認められない。

機構は「過去に関連する委員会委員に対して実際に脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている」と主張するが、これについても理由はCと同様で認められない。

# イ 第2回NBRPニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググループ (ア)会議資料(不開示した情報)

a ワーキング委員・出席者名とその所属に関する情報 機構は、「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受け る可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れが

あるため法5条4号柱書きに該当する」とするが、これについて も理由はBと同様で認められない。

機構は「過去に関連する委員会委員に対して実際に脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている」と主張する。これについても理由はCと同様で認められない。

#### b 民間企業名

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けていることもあり、民間企業及び関係法人が営業妨害等を受ける可能性は十分にある」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

### c 議事内容の一部

機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、事業の適正な執行に使用を及ぼす恐れがあり、法5条4号柱書きにも該当する」と主張するが、これも理由はBと同様で認められない。

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

# d 第一回議事メモ(案)

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

機構は、「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する」とするが、これについても理由はBと同様で認められない。

# e 会議資料

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

機構は、「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法 5 条 4 号柱書きに該当する」とするが、これについても理由は B と同様で認められない。

### (イ)議事メモ

機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、第5条4号柱書きにも該当する」とするが、これも理由はBと同様で認められない。

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、 事業の妨害を受けている」とするが、これも理由はCと同様で認め られない。

ウ 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第1回)

#### (ア)会議資料(不開示とした情報)

a 検討委員会名簿の氏名,所属,職名

機構は、「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する」とするが、これについても理由はBと同様で認められない。

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

b 資料4の作成者名

機構は「過去に関連する委員会委員に対して骨迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

c 民間企業に関する情報

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。しかし、これについても理由はCと同様で認められない。

d 資料4の一部

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、 事業の妨害を受けている」とする。しかし、これについても理由 はCと同様で認められない。

機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する」とするが、これについても理由はBと同様で認められない。

### (イ)議事要旨

a 委員名·出席者名等

機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する」とするが、これについても理由はBと同様で認められない。

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

b 検討委員会に加える構成員

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、 事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと 同様で認められない。

- エ 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第2回)
  - (ア)会議資料(不開示とした情報)
    - a 委員名·出席者名等

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、 事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと 同様で認められない。

b 検討委員会に加える構成員

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同

様で認められない。

c 民間企業に関する情報

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

- d 導入元と委託企業の契約に関する情報 これについても理由はAと同様で認められない。
- e 検討継続中の課題に関する情報

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

### f 資料4-1

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

g 資料4-2

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

h 資料4-3,資料4-4

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

#### i 資料5-1

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

導入元との契約にかかわる情報は、これもAと同様で認められない。

#### j 資料5-2

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。これについても理由はCと同様で認められない。

導入元との契約にかかわる情報は、これも理由はAと同様で認められない。

### k 資料5-3

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。しかし、これも理由はCと同

じで認められない。

Ⅰ 資料5-4(1),(2)

機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する」とするが、これも理由はBと同じで認められない。

### (イ)議事要旨

a 委員名·出席者名等

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。しかし、これも理由はCと同じで認められない。

b 現在,当委員会が検討を行っている内容に関する情報 機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き,事 業の妨害を受けている」とする。しかし,これも理由はCと同じ で認められない。

機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する」とするが、これも理由はBと同じで認められない。

- オ 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第3回)
  - 会議資料(不開示とした情報)
    - a 会議資料名

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。しかし、これも理由はCと同じで認められない。

機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する」とするが、これも理由はBと同じで認められない。

b 検討委員会名簿の氏名,所属,職名等

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。しかし、これも理由はCと同じで認められない。

c 出席者名簿等

機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する」とするが、これも理由はB

と同じで認められない。

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。しかし、これも理由はCと同じで認められない。

### d 現在の検討課題に関する情報

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。しかし、これも理由はCと同じで認められない。

機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する」とする。しかし、これも理由はBと同様で認められない。

# e 会議資料3~10

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、 事業の妨害を受けている」とする。しかし、これも理由はCと同 様で認められない。

機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する」とするが、これも理由はBと同様で認められない。

f 会議資料「母群の取扱に係る調査状況並びに検討課題」(回収 資料)

機構は「過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けている」とする。しかし、これも理由はCと同様で認められない。

機構は「当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する」とする。しかし、これも理由はBと同様で認められない。

#### (3) 意見書2

補充理由説明(下記第3の2)に対し、以下の通り意見を述べる。

今回、機構がワーキンググループと母群検討委員会の出席者の所属、表の様式部分など一部を新たに開示し、それ以外を非開示のまま維持するという決定は、甚だ不十分である。公益目的の動物実験のために飼育されてきたサルの終生飼養保管場所探しという重要な問題について、当該企業である特定法人での現在の飼育状況、終生飼育に関する方向性、その候補地など納税者である国民に知らされるべき情報は依然非公開であり、説明責任を果たしていない。サル飼育費用の原資も税金であり、

一連の機構の態度は国民の知る権利を侵害している。以下の項目の「不開示の理由」に対する意見は以下の通りである。

### A サルの入手時の経路等

機構は「母群サルの導入については、委託した民間企業が行ったものであり~」などと、あたかも特定法人が主体的に始めたように書かれている。しかし、そもそも実験用ニホンザルの供給は、文部科学省が2002年に始めたナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)の一事業であり、機構生理学研究所は実施機関である。にも関わらず、機構の「委託企業の同意が得られておらず、当機構として開示する立場にない」などとの主張は、責任回避のための詭弁であり、説明責任を果たしておらず到底納得できるものではない。

### B サルの飼養状況

当該特定法人にいるニホンザルの飼育状況は闇に包まれている。公益目的のための実験用サルの飼育状態について、虐待など動物愛護管理法44条に違反する行為が起きていないか、サル本来の習性や行動が発揮できず異常な行動を取っているのではないかなど、心身共に健康である状態「アニマルウェルフェア(動物福祉)」と公衆衛生が確保されているのか、納税者である国民は知る権利がある。黒塗りの書面で隠されると、国民に知られるとまずい状態であるのではないかとの不安と疑念をぬぐいきれない上、説明責任を果たしていない。

# C 飼養上の特定課題

「特定課題を開示することにより、サルの保管先が外部からの圧力を受けるなど事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがある」などとあるが、「外部からの圧力」とはどういったものなのか、その具体的な説明もなく非開示にすることは到底納得できない。

実験動物に限らず、どのような業者であっても、何らかのリスクに 遭う可能性は皆無ではない。しかもこれは公益目的のための実験用に 繁殖させてきたサルという生き物に関する問題であり、かつ飼育費用 は税金で賄っている。「恐れがある」「可能性がある」と言い出した ら際限がなく、非開示はいくらでも認められることになる。

取引先は個人ではなく、法人である。社会的に責任ある立場を認識して、特定法人が公益目的のための実験用サル繁殖・飼育を適正に行っているならば、納税者である国民に堂々と知らせるべきである。特定法人への支払い費用も原資は税金である。非開示にするということは、特定法人との取引に対してあらぬ憶測を呼ぶ恐れがある。

### D 将来のサルの飼育方法等

今まで公益目的の実験用に繁殖させてきたサルの終生飼育場所について,終生飼養保管義務がある動物愛護管理法7条に沿って,どのよ

うにアニマルウェルフェア、動物愛護、公衆衛生などを守りつつ、心身共に健康な状態で死ぬまで面倒を見るのか、その点について納税者である国民が関心を寄せるのは当然のことである。しかも飼育費用は税金から出すのである。将来の飼育方法についての議論は、NBRPニホンザル事業を管轄する文部科学省の検討会などオープンの場を設けて議論し、国民が傍聴できる形にすべきものである。にも関わらず、機構は、京都大学霊長類研究所と一部動物実験の関係者だけで、閉ざされた場で秘密裏に何年間も話し合っている。納税者である国民は何が行われているのか一切知らされず、機構は説明責任を果たしていない。「現在検討中の内容を含み、社会的にも影響を及ぼす可能性がある発言内容である」などの主張は、終生飼養保管義務など動物愛護管理法7条、虐待など同法44条に違反する行為が起きるのではないかと、かえって国民の不安を募らせる事態を招いている。

# E 飼育候補地

「現在検討中の飼育候補地の情報を開示した場合、候補地が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり」などの不開示の理由は理解できない。そもそもこの候補地は、供給しなくなった余剰の親ザルなど約200頭の終生飼養保管場所になるものであり、サルたちが命を全うするまでアニマルウェルフェアがしつかり確保された施設で一生を過ごす場所探しである。

サルにとって終生飼養保管義務の動物愛護管理法7条が守られる適切なサンクチュアリとなる施設を見つけるために,広く納税者である国民にその必要性を知らせ,理解と協力を得て,必要な資金確保などを得ることが欠かせないものである。

そもそも、サルを実験などに使うための施設ではなく、余生を安らかに過ごすための場所探しであるのに、なぜ「候補地が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性」があると思うのか?保護する目的の施設探しに、いったい誰が圧力、干渉などをするというのか?むしる、そのような理由をあえて挙げるということは、どういう選定をしているのか?不適切・劣悪な飼育施設も候補地に含まれているのではないかとの懸念を抱かざるをえない。

さらに譲渡先を開示しないことは、不正な国有財産の出入りや癒着 等があっても、国民の目が行き届かないことになり、情報公開制度が 意味をなさなくなってしまうのも同然である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

# 1 理由説明書

原処分において、一部不開示とした理由及び原処分を維持する理由は、 以下のとおりである。

# (1) 原処分において一部不開示とした理由

- ア 第1回NBRPニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググループ (ア)会議資料
  - a 導入元との契約にかかわる情報は法5条2号に該当するため 不開示とする。
  - b ワーキンググループ出席者名とその所属に関する情報は法 5 条 4 号に該当し、これらを開示することにより当委員が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、業務の適正な執行に 支障を及ぼす恐れがあるため不開示とする。
  - c 現在機構など関係機関で審議・検討を行っている内容に関する情報は5条3号に該当し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため不開示とする。
  - d 機構等が行う事務又は事業に関する情報は法5条4号に該当し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため不開 示とする。

# (イ)議事メモ

現在機構など関係機関で審議・検討を行っている内容に関する情報は5条3号に該当し、これを開示することにより外部からの 圧力や干渉等により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性 が不当に損なわれる恐れがあるため不開示とする。

# イ 第2回NBRPニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググループ (ア)会議資料

- a 法人その他の団体に関する情報は法5条2号に該当するため 不開示とする。
- b 導入元との契約にかかわる情報は法5条2号に該当するため 不開示とする。
- c ワーキンググループ出席者名とその所属に関する情報は法5条4号に該当し、これらを開示することにより当委員が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため不開示とする。
- d 現在機構など関係機関で審議・検討を行っている内容に関する情報は5条3号に該当し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため不開示とする。
- e 機構等が行う事務又は事業に関する情報は法5条4号に該当 し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により

事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため不開 示とする。

### (イ)議事メモ

現在機構など関係機関で審議・検討を行っている内容に関する情報は5条3号に該当し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため不開示とする。

ウ 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第1回)

### (ア)会議資料

- a 法人その他の団体に関する情報は法 5 条 2 号に該当するため 不開示とする。
- b 委員会名簿の氏名・所属・職名等に関する情報は法5条4号に該当し、これらを開示することにより当委員会委員が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、当委員会における業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため不開示とする。
- c 現在機構など関係機関で審議・検討を行っている内容に関する情報は5条3号に該当し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため不開示とする。
- d 機構等が行う事務又は事業に関する情報は法 5 条 4 号に該当 し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため不開 示とする。

### (イ)議事要旨

- a 個人に関する情報は法5条1号に該当し不開示とする。
- b 委員会出席者名とその所属に関する情報は法 5 条 4 号に該当 し、これらを開示することにより当委員会委員が外部からの圧 力や干渉等を受ける可能性があり、当委員会における業務の適 正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため不開示とする。
- エ 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第2回)

### (ア)会議資料

- a 個人に関する情報は法5条1号に該当し不開示とする。
- b 法人その他の団体に関する情報は法5条2号に該当するため 不開示とする。
- c 導入元との契約にかかわる情報は法5条2号に該当するため 不開示とする。

- d 委員会出席者名とその所属に関する情報は法 5 条 4 号に該当し、これらを開示することにより当委員会委員が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、当委員会における業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため不開示とする。
- e 現在機構など関係機関で審議・検討を行っている内容に関する情報は5条3号に該当し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため不開示とする。
- f 機構等が行う事務又は事業に関する情報は法 5 条 4 号に該当 し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため不開 示とする。

# (イ)議事要旨

- a 委員会出席者名とその所属に関する情報は法 5 条 4 号に該当 し、これらを開示することにより当委員会委員が外部からの圧 力や干渉等を受ける可能性があり、当委員会における業務の適 正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため不開示とする。
- b 現在機構など関係機関で審議・検討を行っている内容に関する情報は5条3号に該当し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため不開示とする。
- c 機構等が行う事務又は事業に関する情報は法5条4号に該当し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため不開 示とする。
- オ 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第3回)

# (ア) 会議資料

- a 法人その他の団体に関する情報は法5条2号に該当するため 不開示とする。
- b 委員会名簿の氏名・所属・職名等に関する情報は法5条4号に該当し、これらを開示することにより当委員会委員が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、当委員会における業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため不開示とする。
- c 現在機構など関係機関で審議・検討を行っている内容に関する情報は5条3号に該当し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため不開示とする。

d 機構等が行う事務又は事業に関する情報は法5条4号に該当し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため不開 示とする。

## (イ)議事要旨

現在機構など関係機関で審議・検討を行っている内容に関する情報は5条3号に該当し、これを開示することにより外部からの圧力や干渉等により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため不開示とする。

### (2) 原処分を維持する理由

ア 第1回NBRPニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググループ (ア)会議資料

### 【不開示とした情報】

1) 導入元と委託企業の契約にかかわる情報		
該当部分	資料1の「1. 概要」及び「3. 終生飼養される	
	個体を活用する可能性について」に記載	
該当条項	法 5 条 2 号口及び 4 号柱書き	
当該条項に該	上記(1)ア(ア)adで説明	
当する理由		
2) ワーキング	が委員名・出席者名とその所属に関する情報	
該当部分	第1回議題の「出席者」及び資料1の「2. 施設	
	設置のためのワーキンググループ」に記載	
該当条項	法 5 条 4 号柱書き	
当該条項に該	上記(1)ア(ア) b で説明	
当する理由		
3)会議資料		
該当部分	「生理研外部委託施設繁殖母群」及び「回収資	
	料」	
該当条項	法5条3号及び2号口	
当該条項に該	上記(1)ア(ア) c で説明	
当する理由		

上記(1)ア(ア) aは1)導入元と委託企業の契約にかかわる情報に関するもので、母群サルの導入については、機構が委託した民間企業が行っており、民間企業と導入元との契約にかかわる情報であり、法5条2号ロに該当し、当機構として開示する立場にない。諮問番号:平成17年(独情)諮問第52号 答申番号:平成18年度(独情)答申第24号 参照

上記(1)ア(ア) bは2)ワーキング委員名・出席者名とその所属に関する情報で、ワーキンググループ委員のうちの何名かは、現在も審議・検討を行っている生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(以下「検討委員会」という。)の委員でもあり、また、当委員会の委員ではなくても、今後、当委員会に有識者として参加・ご意見をいただくことも十分可能性があることから、ワーキンググループ委員名・出席者名とその所属に関する情報を開示することとした場合、当該委員・出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する。所属のみを開示した場合についても、所属が開示されることにより個人が特定される可能性があり、不開示とすることが適当と考える。過去に関連する委員会委員に対して実際に脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

上記(1)ア(ア)cは3)会議資料(現在の検討課題に関する 情報、導入元に関する情報及び民間企業から公にしないことを条件 に提供を受けた情報)に関するもので、現在も審議・検討を行って いる検討委員会に関係する資料で、内容に関する情報を開示するこ ととした場合、外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があ ることから、今後、検討委員会の審議・検討の際に、率直な意見の 交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,不当に 国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与 え若しくは不利益を及ぼすおそれが極めて高いと考えられるため法 5条3号に該当する。また、不開示とした会議資料は、機構が委託 した民間企業から公にしないことを条件に任意に提供を受けたもの であるから、法5条2号口にも該当する。審査請求人は、「公益目 的の実験をするための動物の扱いを検討する検討委員会であるので 審議、検討に関する開示により、外部からの圧力や干渉等により率 直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ はない」としているが、過去に関連する委員会委員に対して実際に 脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。国の補助金で行っ ている事業であっても外部からの圧力や干渉等により率直な意見の 交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある以上, 不開示とするのは妥当であると考える。

上記(1)ア(ア) dは1)導入元と委託企業の契約にかかわる情報に関するもので、上記(1)ア(ア) a の理由のほか、導入元と委託企業の契約にかかわる情報を開示することとした場合は、導入元及び委託企業との信頼関係が損なわれ今後の事業に協力が得ら

れないなど事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法 5 条 4 号柱書きに該当する。審査請求人は、「抽象的に外部からの圧力や干渉などで事務作業に支障を及ぼすなど何ら具体的な事実や恐れもないまま一般的に不開示としており抽象的な「恐れ」で不開示にできることはありえない」としているが、過去に関連する委員会委員に対して実際に脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

### (イ)議事メモ

# 【不開示とした情報】

タイトル以外の全て		
該当条項	法 5 条 3 号及び 4 号柱書き	
当該条項に該	以下で説明	
当する理由		

タイトル以外の全部を不開示としたもので、第1回NBRP二 ホンザル終生飼養保管施設ワーキンググループで説明・検討され た内容であり、途中の段階の検討内容であることと現在も審議・ 検討を行っている検討委員会の検討内容を含むものであることか ら、これらの情報を開示することとした場合、各委員が当時の発 言について論難される可能性があり、外部からの圧力や干渉等の 影響を受ける可能性があることから、今後、関連する委員会等の 審議の際に、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当 に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ 又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ が極めて高いと考えられるため法5条3号に該当する。また、今 後、委員が一発言にまで論難されることを恐れるあまり、専門 的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなる可能性 があることに加え、学識経験者の協力を得られにくくなる可能性 もあり、事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあり、同条 4 号 柱書きにも該当する。過去に関連する委員会委員に対して実際に 脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。出席者からは、 本議事メモの開示に強い反対意見が出されている。

# イ 第2回NBRPニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググループ (ア)会議資料

# 【不開示とした情報】

1) ワーキング委員・出席者名とその所属に関する情報		
該当部分	第2回議事「出席者」に記載	
該当条項	法 5 条 4 号柱書き	
当該条項に該	上記(1)イ(ア) c で説明	

当する理由	
2)民間企業名	<b>4</b>
該当部分	第2回議事「【審議事項】1. 候補地」に記載
該当条項	法5条2号イ
当該条項に該	上記 (1) イ (ア) a で説明
当する理由	
3)議事内容の	D一部
=去 业 如八	第2回議事「【報告・説明事項】4」及び「【審
該当部分 	議事項】3」に記載
該当条項	法 5 条 3 号及び 4 号柱書き
当該条項に該	上記(1)イ(ア) d で説明
当する理由	
4)第1回議事	事メモ(案)
= ナ 业 ☆7/\	出席者、法人名、現在の検討課題に関する情報を
該当部分 	含む内容の記載
該当条項	法5条2号イ、口、3号、4号柱書き
当該条項に該	上記 (1) イ (ア) a c d で説明
当する理由	
5)会議資料	
該当部分	「回収資料1」他関係資料
該当条項	法5条4号柱書き、3号、2号口及び1号
当該条項に該	上記(1)イ(ア)cdeで説明
当する理由	

上記(1)イ(ア) aは2)民間企業名及び4)第1回議事メモ(案)(法人名)に関するもので、法人その他の団体に関する情報を開示することとした場合、関係する法人等が営業妨害等外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があることから、法5条2号イに該当する。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届き、事業の妨害を受けていることもあり、民間企業及び関係法人が営業妨害等を受ける可能性は十分にある。

上記(1)イ(ア) b母群サルの導入については、機構が委託 した民間企業が行っており、民間企業と導入元との導入にかかわ る情報であり、法5条2号口に該当し、当機構として開示する立 場にない。諮問番号:平成17年(独情)諮問第52号 答申番 号:平成18年度(独情)答申第24号 参照

上記(1)イ(ア)cは1)ワーキング委員・出席者名とその 所属,4)第1回議事メモ(案)(出席者)及び5)会議資料 (回収資料) (出席者) に関する情報に関するもので、ワーキンググループ出席者のうちの何名かは、現在も審議・検討を行ってくいる検討委員会の委員でもあり、また、当委員会の委員ではなくことも、今後、当委員会に有識者として参加・ご意見をいただくことも十分可能性があることから、ワーキンググループ委員名・出席者名とその所属に関する情報を開示することとした場合、当委員が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の書きに該当する。所属のみを開示した場合についても、所属が開示されることにより個人が特定される可能性があり、不開示とすることにより個人が特定される可能性があり、不開示とされるが適当と考える。その他、個人に関する情報も含まれている。過去に関連する委員会委員に対して実際に脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

上記(1)イ(ア)dは3)議事内容の一部(現在の検討課題 に関する情報), 4)第1回議事メモ(案)(現在の検討課題に 関する情報)及び5)会議資料(回収資料)(現在の検討課題に 関する情報)に関するもので,現在も審議・検討を行っている検 討委員会に関係する資料で、議事内容に関する情報及び会議資料 は、現在行われている検討委員会で正に審議・検討を行っている 内容であるため、これらの情報を開示することとした場合、率直 な意見の交換又は意思決定の中立性に不当な影響を与える恐れが ある。第1回議事メモ(案)に関する情報は、途中の段階の検討 内容であることと現在も審議・検討を行っている検討委員会の検 討内容を含むものであることから、これらの情報を開示すること とした場合、各委員が当時の発言について論難される可能性があ り、外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、今後、 関連する委員会等の審議の際に、率直な意見の交換若しくは意思 決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,不当に国民の間に混乱 を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不 利益を及ぼすおそれが極めて高いと考えられるため法5条3号に 該当する。また、今後、委員が一発言にまで論難されることを恐 れるあまり、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になさ れなくなる可能性があることに加え、学識経験者の協力を得られ にくくなる可能性もあり、事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れ があり、同条4号柱書きにも該当する。過去に関連する委員会委 員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。また、 不開示とした会議資料の中には、機構が委託した民間企業から公 にしないことを条件に任意に提供を受けたデータから作成した資

料も含まれることから、同条2号口にも該当する。

上記(1)イ(ア) e は 5) 会議資料(回収資料) (機構が委託した民間企業から公にしないことを条件に任意に提供を受けたデータから作成した資料に関する情報)に関するもので、機構が委託した民間企業から公にしないことを条件に任意に提供を受けたデータから作成した資料の情報を開示することとした場合、民間企業との信頼関係が損なわれ今後の事業に協力が得られないなど事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法 5条 4 号柱書きに該当する。

### (イ)議事メモ

第2回NBRPニホンザル終生飼養保管施設ワーキンググルー プ終了後に、担当職員が議事メモを作成したが、これは担当職員 の検討段階における下書きであり、法人文書に該当しない。仮に 法人文書に該当し得るとしても、現在、機構など関係機関で審 議・検討を行っている内容に関する情報を開示することとした場 合、各委員が当時の発言について論難される可能性があり、外部 からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があることから、今後、 関連する委員会等の審議の際に、率直な意見の交換若しくは意思 決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱 を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不 利益を及ぼすおそれが極めて高いと考えられるため法5条3号に 該当する。また、今後、委員が一発言にまで論難されることを恐 れるあまり、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になさ れなくなる可能性があることに加え、学識経験者の協力を得られ にくくなる可能性もあり、事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れ があり、法5条4号柱書きにも該当する。過去に関連する委員会 委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

ウ 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第1回)

#### (ア)会議資料

【不開示とした情報】

1)検討委員会名簿の氏名・所属・職名			
該当条項	法 5 条 4 号柱書き及び 1 号		
当該条項に該	上記(1)ウ(ア) b で説明		
当する理由			
2) 資料4の作成者名			
該当部分	資料4「ニホンザル」バイオリソースにかかる課		

題の状況と今後の見通しに記載			
該当条項	法 5 条 3 号		
当該条項に該	上記 (1) ウ (ア) c で説明		
当する理由			
3) 民間企業に	こ関する情報		
	資料4「課題の現状とその対応」(1)予算のス		
該当部分	リム化及び事業の効率化に向けた新体制の構築に		
	記載		
該当条項	法5条2号イ		
当該条項に該	上記(1)ウ(ア)aで説明		
当する理由			
4) 資料4の一部			
該当部分	資料4「課題の現状とその対応」(2)質の向上		
該目部分	や利活用の促進に向けた取り組みに記載		
該当条項	法5条2号イ、3号及び4号柱書き		
当該条項に該	上記(1)ウ(ア)acdで説明		
当する理由			

上記(1)ウ(ア) aは3)民間企業に関する情報及び4)資料4の一部(民間企業に関する情報)に関するもので、これらの情報を開示することとした場合、関係する民間企業が営業妨害等外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があることから、法5条2号イに該当する。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けていることもあり、当該民間企業が営業妨害等を受ける可能性は十分にある。

上記(1)ウ(ア) bは1)検討委員会名簿の氏名・所属・職名等の情報に関するもので、検討委員会名簿の氏名・所属・職名等に関する情報を開示することとした場合、当委員が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があることから、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する。所属のみを開示した場合についても、所属が開示されることにより個人が特定される可能性があり、不開示とすることが適当と考える。また、個人に関する情報も含まれていることから同条1号にも該当する。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

cは2)資料4の作成者名及び4)資料4の一部(民間企業に関する情報及び現在の検討課題に関する情報)に関するもので、 今後も審議・検討を継続して行う当委員会の資料に関する情報で あり、本資料内容に関する情報を開示することとした場合、民間企業や関係者が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があることから、今後、当委員会の審議の際に、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれが極めて高いと考えられるため法5条3号に該当する。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けていることもあり、民間企業や関係者が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性は十分にある。

上記(1)ウ(ア) dは4)資料4の一部(独立行政法人が行う事業に関する情報)に関するもので、関する情報を開示することとした場合、民間企業との信頼関係が損なわれ今後の事業に協力が得られないなど事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する。

## (イ) 議事要旨

# 【不開示とした情報】

1)委員名・出席者名等			
該当条項	法 5 条 4 号柱書き		
当該条項に該	上記(1)ウ(イ) b で説明		
当する理由			
2)検討委員会に加える構成員			
該当部分	「議事要旨6その他(2)母群検討委員会委員構		
	成について」に記載		
該当条項	法 5 条 1 号		
当該条項に該	上記(1)ウ(イ) a で説明		
当する理由			

上記(1)ウ(イ) a は 2)検討委員会に加える構成員に関する情報であり、特定の個人を特定することは出来ないが、当該情報を開示することによって個人を推察することができ、個人の今後の業務に支障をきたす恐れのある情報で法 5 条 1 号に該当する。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

上記(1)ウ(イ) bは1)委員名・出席者名等に関する情報で、検討委員会委員名・出席者名とその所属に関する情報を開示することとした場合、当委員が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があることから、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす

恐れがあるため法 5 条 4 号柱書きに該当する。所属のみを開示した場合についても、所属が開示されることにより個人が特定される可能性があり、不開示とすることが適当と考える。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

エ 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第2回)

# (ア) 会議資料

# 【不開示とした情報】

4 \ Z \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
1)委員名・出席者名等			
該当部分	第1回議事要旨(案)に記載		
該当条項	法 5 条 4 号柱書き		
当該条項に該	上記(1)エ(ア) d で説明		
当する理由			
2)検討委員会	会に加える構成員		
該当部分	「第1回議事要旨(案) 6 その他(2) 母群検討		
終当即ガ	委員会委員構成について」に記載		
該当条項	法5条1号		
当該条項に該	上記(1)エ(ア)aで説明		
当する理由			
3) 民間企業に	こ関する情報		
該当部分	「資料3の1検討の背景」に記載		
該当条項	法5条2号イ		
当該条項に該	上記(1)エ(ア) b で説明		
当する理由			
4)導入元と勢	§託企業の契約に関する情報		
該当部分	「資料3の2検討課題」に記載		
該当条項	法5条2号口		
当該条項に該	上記(1)エ(ア) c で説明		
当する理由			
5)検討継続中の課題に関する情報			
該当部分	「資料3の2検討課題」に記載		
該当条項	法5条3号		
当該条項に該	上記(1)エ(ア) e で説明		
当する理由			
6) 資料 4-1			
該当条項	法5条3号		

当該条項に該	上記(1)エ(ア) e で説明		
当する理由			
7) 資料4-2			
該当条項	法5条2号イ及び3号		
当該条項に該	上記(1)エ(ア) b e で説明		
当する理由			
8)資料4-3	3, 資料4-4		
該当条項	法5条3号		
当該条項に該	上記(1)エ(ア) e で説明		
当する理由			
9)資料5-1			
該当条項	法5条2号イ及び口		
当該条項に該	上記(1)エ(ア) b c で説明		
当する理由			
10)資料5-	- 2		
該当条項	法5条2号イ、口及び3号		
当該条項に該	上記(1)エ(ア)bceで説明		
当する理由			
11)資料5-	- 3		
該当条項	法5条3号		
当該条項に該	上記(1)エ(ア) e で説明		
当する理由			
12)資料5-4(1), (2)			
該当条項	法 5 条 4 号柱書き		
当該条項に該	上記(1)エ(ア) f で説明		
当する理由			

上記(1)エ(ア) aは2)検討委員会に加える構成員に関する情報であり、特定の個人を特定することは出来ないが、当該情報を開示することによって個人を推察することができ、個人の今後の業務に支障をきたす恐れのある情報で法5条1号に該当する。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

上記(1) エ(ア) bは3) 民間企業に関する情報,7) 資料 4-2 (民間企業に関する情報),9) 資料 5-1 (民間企業等に関する情報)及び10) 資料 5-2 (民間企業等に関する情報)に関するもので,これらの情報を開示することとした場合,関係する法人等が営業妨害等外部からの圧力や干渉等を受ける可

能性があることから、法 5 条 2 号イに該当する。過去に関連する 委員会委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けてい ることもあり、当該民間企業が営業妨害等を受ける可能性は十分 にある。

上記(1)エ(ア) cは4)導入元と委託企業の契約に関する情報,9)資料5-1及び10)資料5-2(導入元と委託企業の契約に関する情報)に関するもので,母群サルの導入については,機構が委託した民間企業が行っており,民間企業と導入元との契約にかかわる情報であり,法5条2号口に該当し,当機構として開示する立場にない。諮問番号:平成17年(独情)諮問第52号 答申番号:平成18年度(独情)答申第24号 参照

上記(1) 工(ア) dは1) 委員名・出席者名等の情報に関するもので、検討委員会委員名・出席者名とその所属に関する情報を開示することとした場合、当委員が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があることから、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する。所属のみを開示した場合についても、所属が開示されることにより個人が特定される可能性があり、不開示とすることが適当と考える。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

上記(1) 工(ア) e は 5) 検討継続中の課題に関する情報, 6) 資料 4 - 1 (検討経過に関する情報), 7) 資料 4 - 2 (現在の検討課題に関する情報), 8) 資料 4 - 3, 資料 4 - 4 (終生飼養保管施設に関する所要見込額に関する情報), 10) 資料 5 - 2 (現在の検討課題に関する情報)及び 11) 資料 5 - 3 (現在の検討課題に関する情報)及び 11) 資料 5 - 3 (現在の検討課題に関する情報)に関するもので, 今後も審議・検討を継続して行う当委員会の資料に関する情報であり,本資料を開示することとした場合,外部からの圧力や干渉等の影響を開示することとした場合,外部からの圧力や干渉等の影響を関する可能性があることから,今後,当委員会の審議の際に,本資に可能性があることから,今後,当委員会の審議の際に,本資に利益を与え若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれが極めて高いと考えられるため法 5条3号に該当する。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

上記(1)エ(ア) fは12)資料5-4(1), (2)(委託契約先から公開しないことを条件に提供を受けたデータの情報)に関するものであり、これらの情報を開示することとした場合、民間企業との信頼関係が損なわれ今後の事業に協力が得られ

ないなど事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する。

### (イ)議事要旨

### 【不開示とした情報】

1)委員名・出席者名等			
該当条項	法 5 条 4 号柱書き及び 1 号		
当該条項に該	上記(1)エ(イ)aで説明		
当する理由			
2) 現在,当都	2) 現在, 当委員会が検討を行っている内容に関する情報		
該当部分	「議事要旨 5 母群導入経緯及び母群個体情報等に		
	ついて」に記載		
該当条項	法 5 条 3 号及び 4 号柱書き		
当該条項に該	上記(1)エ(イ)bcで説明		
当する理由			

上記(1) エ(イ) aは1) 委員名・出席者名、所属に関するもので、これらの情報を開示することとした場合、当委員が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があることから、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する。所属のみを開示した場合についても、所属が開示されることにより個人が特定される可能性があり、不開示とすることが適当と考える。また、個人に関する情報も含まれていることから同条1号にも該当する。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

上記(1) 工(イ) bは2) 現在,当委員会が検討を行っている内容に関する情報に関するもので,これらの情報を公開することとした場合,外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があることから,今後,関連する委員会等の審議の際に,率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれが極めて高いと考えられるため法5条3号に該当する。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており,事業の妨害を受けている。

上記(1) エ(イ) cは2) 現在,当委員会が検討を行っている内容に関する情報に関するもので,これらの情報を公開することとした場合,上記(1) エ(イ) bの理由のほか,事務や検討委員会に対して抗議電話など外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があることから,今後の事務又は事業の適正な執行に支障を

及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する。

オ 生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会(第3回)

# (ア)会議資料

# 【不開示とした情報】

1)会議資料名				
該当部分	-   議事次第の資料3から資料10			
該当条項	法5条3号及び4号柱書き			
当該条項に該	上記(1)オ(ア)cdで説明			
当する理由				
2)検討委員会	・ 会名簿の氏名・所属・職名等			
該当部分	資料 1 検討委員会名簿に記載			
該当条項	法 5 条 4 号柱書き及び 1 号			
当該条項に該	上記(1)オ(ア) b で説明			
当する理由				
3) 出席者名等	<del></del>			
該当部分	第2回検討委員会議事要旨(案)に記載			
該当条項	法5条4号及び1号			
当該条項に該	上記(1)オ(ア) b で説明			
当する理由	当する理由			
4) 現在の検討	付課題に関する情報			
該当部分	「第2回検討委員会議事要旨(案)5母群導入経			
終当即ガ	緯及び母群個体情報等について」に記載			
該当条項	法 5 条 3 号及び 4 号柱書き			
当該条項に該	上記(1)オ(ア) c d で説明			
当する理由				
5)会議資料3	3 ~ 1 0			
該当条項	法5条3号及び4号柱書き			
当該条項に該	上記(1)オ(ア) c d で説明			
当する理由				
6)会議資料	「母群の取扱に係る調査状況並びに検討課題」(回			
収資料)				
該当条項	法5条2号イ、3号及び4号柱書き			
当該条項に該	上記(1)オ(ア)acdで説明			
当する理由				

上記(1)オ(ア) aは6)会議資料「母群の取扱に係る調査 状況並びに検討課題」(民間企業に関する情報)に関するもので、 これらの情報を開示することとした場合,関係する民間企業が営業妨害等外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があることから,法 5 条 2 号イに該当する。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

上記(1)オ(ア)bは2)検討委員会名簿の氏名・所属・職名等及び3)出席者名等の情報に関するもので、これらの情報を開示することとした場合、当委員が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があることから、今後の業務の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する。所属のみを開示した場合についても、所属が開示されることにより個人が特定される可能性があり、不開示とすることが適当と考える。また、個人に関する情報も含まれていることから同条1号にも該当する。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、事業の妨害を受けている。

上記(1)オ(ア) cは1)会議資料名(現在の検討課題に関する情報),4)現在の検討課題に関する情報及び5)会議資料3~10(現在の検討課題に関する情報)及び6)会議資料「母群の取扱に係る調査状況並びに検討課題」(現在の検討課題」に関する情報及び民間企業に関する情報)に関するもので,今後も審議・検討を継続して行う当委員会の資料に関する情報であり,本資料内容に関する情報を開示することとした場合,外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があることから,今後,当委員会の審議の際に,率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれが極めて高いと考えられるため法5条3号に該当する。過去に関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており,事業の妨害を受けている。

上記(1)オ(ア)dは1)会議資料名(現在の検討課題に関する情報),4)現在の検討課題に関する情報及び5)会議資料3~10(現在の検討課題に関する情報)及び6)会議資料「母群の取扱に係る調査状況並びに検討課題」(現在の検討課題に関する情報)に関する情報)に関するもので、これらの情報を開示することとした場合、上記(1)オ(ア)cの理由のほか、事務や検討委員会に対して抗議電話など外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があることから、今後の事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条4号柱書きに該当する。

# (イ) 議事要旨

事実関係を整理したところ,情報公開請求時には作成されていない資料であった。

### 2 補充理由説明書

今回、諮問庁において不開示部分及び不開示理由について再検討を行い、 別表に掲げる部分については、なお不開示を維持すべきであるが、その余 の部分については不開示情報に該当せず、開示すべきとの判断に至った。

なお,諮問時の理由説明書では法人文書に該当しないとしていた「第2回WG議事メモ」及び情報公開請求時には作成されていない資料であったとしていた(当該時点では承認前であったため。)「母群検討委員会(第3回)議事要旨」についても、今回の検討においては対象文書と認め、改めて他の文書と同様に判断の対象としている。

以下,諮問庁がなお不開示を維持すべきと判断する部分について,下記のとおり分類し不開示の理由等を説明する。

# A サルの入手時の経路等

### 【不開示の理由】

母群サルの導入については、機構が委託した民間企業が行ったものであり、委託企業と導入元との契約内容にかかわる情報であり、委託企業の同意が得られておらず、当機構として開示する立場にない。もし、委託企業の同意なしに開示すれば、同企業との信頼関係が損なわれ、今後の事業に協力が得られないなど、事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。加えて、公にしないことを条件に任意に提供を受けた情報であることから、正確性を必ずしも保証できる情報ではないため。

# 【該当条項】

法5条2号口, 4号柱書き

#### B サルの飼養状況

# 【不開示の理由】

委託した民間企業から公にしないことを条件に任意に提供を受けた, 委託企業が行う事業の内容(飼養保管方法のノウハウを含む)に関する 情報であるため。委託企業の同意なしに開示すれば,同企業との信頼関 係が損なわれ,今後の事業に協力が得られないなど,事業の適正な執行 に支障を及ぼすおそれがあるため。

さらに、現在も審議・検討を行っているものであることから、内容に 関する情報を開示することとした場合、外部からの圧力や干渉等の影響 を受ける可能性が高いことや、今後、検討委員会の審議・検討の際に、 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ があるため。

委託企業は、過去に嫌がらせの電話、不意の訪問者による無許可での 施設内写真撮影、企業関連個人名のSNS(ソーシャル・ネットワーキ ング・サービス)への掲載等による業務の妨害及び精神的苦痛を受けている。事業の運営や社員の安全が脅かされる具体的リスクがあるため。

## 【該当条項】

法5条2号口、3号、4号柱書き

C 飼養上の特定課題

### 【不開示の理由】

- ①委託先の民間企業における特定課題 α
- ②その他の特定課題

これを開示することにより、サルの保管先が外部からの圧力を受ける など事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあること、及び近隣住民 の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあるため。

### 【該当条項】

法5条3号, 4号柱書き

D 将来のサルの飼育方法等

### 【不開示の理由】

- ① フリーディスカッション中の発言を逐語録のように記録したものであり、現在検討中の内容を含み、社会的にも影響を及ぼす可能性がある発言内容である。そのため、これらの情報を開示した場合、各委員が当時の発言について論難される可能性があることから、今後、関連する委員会等の審議の際に、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、今後、委員が一発言にまで論難されることを恐れるあまり、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなる可能性があることに加え、学識経験者の協力を得られにくくなる可能性もあり、事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とする。過去に関連する委員会委員に対して実際に脅迫状が届いており、事業の妨害及び精神的苦痛を受けている。なお、出席者からは、本議事メモの開示に対して強い反対意見が出されている。
- ② 現在検討中の内容を含む情報であることから、これらの情報を開示した場合、外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。加えて、委託した民間企業の事業に関する情報(飼養保管方法のノウハウを含む)を含んでおり、同業者の同意を得ずにそれを開示することにより、当該企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため。

#### 【該当条項】

法5条2号イ・ロ,3号,4号柱書き

# E 飼育候補地

### 【不開示の理由】

現在検討中の飼育候補地の情報であることから、これらの情報を開示した場合、候補地が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。過去には関連する委員会委員に対して脅迫状が届いており、候補地にも脅迫状が送付される可能性がある。加えて、当該資料は候補地への事前連絡なしに案として作成されたものであり(すなわち候補地の当事者は当該資料の存在や目的を承知していない)、それが開示されれば、今後、候補地との信頼関係を構築することができず、事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。

# 【該当条項】

法5条2号イ、3号、4号柱書き

F 出席者の氏名・所属等

### 【不開示の理由】

当該出席者が外部からの圧力や干渉等を受ける可能性があり、今後の 業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。過去には関連する 委員会委員に対して脅迫状が届いており、業務の妨害及び精神的苦痛を 受けている。

### 【該当条項】

法5条1号,3号,4号柱書き

(別表は本答申書末尾に掲載。)

# 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和元年10月16日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年11月13日 審議

④ 同年12月16日 審査請求人から意見書1を収受

⑤ 令和3年9月14日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本

件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年12月15日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑦ 令和4年1月5日 審査請求人から意見書2を収受

⑧ 同月25日 審議

9 同年2月15日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 その一部を法5条1号、2号、3号及び4号に該当するとして不開示とす る原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分はいずれも開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、補充理由説明書(上記第3の2)において、不開示部分の一部は開示するが、別表に掲げる部分(以下「不開示維持部分」という。)については法5条1号、2号イ及び口、3号並びに4号柱書きに該当し、なお不開示を維持すべきである旨説明することから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について
- (1) 「A サルの入手時の経路等」,「B サルの飼養状況」,「C 飼養上の特定課題」及び「E 飼育候補地」に係る不開示部分について
  - ア 「A サルの入手時の経路等」及び「B サルの飼養状況」に係る不開示部分について諮問庁は、委託先の企業と導入元との契約内容にかかわる情報及び委託先企業が行う事業の内容(飼養保管方法のノウハウを含む。)に関する情報であって、委託先企業から強くその不開示を求められており、同企業の同意なしに開示すれば、相互の信頼関係が損なわれ、今後の事業に協力が得られないなど、事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

また、「E 飼育候補地」に係る不開示部分については、現在検討中の飼育候補地の情報であることから、これを開示した場合、候補地が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、加えて、候補地への事前連絡なしに案として作成された当該情報を開示することとなれば、今後、候補地との信頼関係を構築することができず、事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

さらに、「C 飼養上の特定課題」に係る不開示部分については、 これを開示することにより、近隣住民の間に不当に混乱を生じさせ るおそれや、サルの保管先が外部からの圧力を受けるなど事業の適 正な執行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

イ 本件対象文書を見分すると、該当の各不開示部分には、上記各内容に係る具体的な記載が認められ、ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)等に関わる諸経緯も踏まえれば、当該部分を公にすることにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、不合理であるとまではいえず、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法 5 条 4 号柱書きに該当し、同条 2 号イ及び口並びに 3 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 「D 将来のサルの飼育方法等」及び「F 出席者の氏名・所属等」 に係る不開示部分について

- ア 当該部分について諮問庁は、出席者の氏名及び発言内容に係る情報であり、これらの情報を開示した場合、出席者が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、今後、関連する委員会等の審議の際に、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、今後の事業そのものの適正な執行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。
- イ 当該部分の記載等に鑑みれば、これを公にすることにより生じる 「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、不合理であるとまではいえず、 これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条1号、 2号イ及び口並びに3号について判断するまでもなく、不開示とする ことが妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号、 3号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同 条1号、2号イ及び口、3号並びに4号柱書きに該当するとしてなお不開 示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、 同条1号、2号イ及び口並びに3号について判断するまでもなく、不開示 とすることが妥当であると判断した。

## (第5部会)

委員 藤谷俊之,委員 泉本小夜子,委員 磯部 哲

# 別表

(原処分の不開示部分のうち,なお不開示を維持すべきと諮問庁が判断する部分(補充理由説明書))

文書名	頁	記載内容	不開示とする分類及び該当
			条項
第1回W	1	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
G資料		等(個人の特定につ	(法5条1号, 3号及び
		ながらない職名等は	4 号柱書き)
		新たに開示)	
	2	サルの入手時の経緯	A サルの入手時の経緯等
		等	(法5条2号口及び4号
			柱書き)
	2	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
		等	(法5条1号,3号及び
			4 号柱書き)
	3	サルの入手時の経緯	A サルの入手時の経緯等
		等	(法5条2号口及び4号
			柱書き)
	4	サルの入手時の経緯	A サルの入手時の経緯等
		等	(法5条2号口及び4号
			柱書き)
	4	サルの飼養状況	B サルの飼養状況
			(法5条2号口,3号及
			び4号柱書き)
	5	表のデータ部分(表	A サルの入手時の経緯等
		の様式部分は記載事	(法5条2号口及び4号
		項名を含め開示)	柱書き)
第2回W	1	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
G資料		等(個人の特定につ	(法5条1号,3号及び
		ながらない職名等は	4 号柱書き)
		新たに開示)	
	1	特定課題 α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	1	飼育候補地(民間)	E 飼育候補地
		の具体的名称(飼育	(法5条2号イ, 3号及

		T	]
		候補地の属性等を記	び4号柱書き)
		載した部分は開示)	
	3	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
		等(個人の特定につ	(法5条1号,3号及び
		ながらない職名等は	4 号柱書き)
		新たに開示)	
	3	将来のサルの飼育方	D-② 将来のサルの飼育
		法等 現在の検討内	方法等 現在の検討内容
		容(方向性に関する	(法 5 条 2 号イ・ロ, 3
		記載を含むもの以外	号及び4号柱書き)
		は新たに開示)	
	4	サルの飼養状況	B サルの飼養状況
			(法5条2号口,3号及
			び4号柱書き)
	4 ~ 6	フリーディスカッシ	D-① 将来のサルの飼育
		ョン部分不開示	方法等 フリーディスカ
			ッション
			(法 5 条 2 号イ・ロ, 3
			号及び4号柱書き)
	4 ~ 6	飼育候補地(民間)	E 飼育候補地(法5条2
		の具体的名称	号イ、3号及び4号柱書
			き)
	5	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
		等	(法5条1号,3号及び
			4 号柱書き)
	7	特定課題α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	7	将来のサルの飼育方	D-② 将来のサルの飼育
		法等 現在の検討内	方法等 現在の検討内容
		容	(法5条2号イ・ロ, 3
			号及び4号柱書き)
	7	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
		等	(法5条1号,3号及び
			4 号柱書き)
	8	特定課題α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
<u> </u>	1	I	

		書き)
8	フリーディスカッシ	D-①② 将来のサルの飼
	ョン部分不開示	育方法等 フリーディス
		カッション(検討中の内
		容含む)
		(法 5 条 2 号イ・ロ, 3
		号及び4号柱書き)
9	特定課題 α	С-① 特定課題 α
		(法5条3号及び4号柱
		書き)
9	フリーディスカッシ	D-① 将来のサルの飼育
	ョン部分不開示	方法等 フリーディスカ
		ッション(法5条2号
		イ・ロ, 3号及び4号柱
		書き)
9	飼育候補地	E 飼育候補地
		(法 5 条 2 号イ, 3 号及
		び4号柱書き)
1 0	サルの入手時の経緯	A サルの入手時の経緯等
	等(表の表題等を新	(法5条2号ロ及び4号
	たに開示)	柱書き)
1 0	サルの飼養状況	B サルの飼養状況
		(法5条2号口, 3号及
	44 -+m n	び 4 号柱書き)
1 0	特定課題 α 	C-① 特定課題 α
		(法5条3号及び4号柱
	11 1 0 3 TH 0 17 14	書き)
1 1	サルの入手時の経緯	A サルの入手時の経緯等
	<del>等</del> 	(法5条2号口及び4号
1 1	サルの細葉性に	柱書き)
1 1	サルの飼養状況	B サルの飼養状況
		(法5条2号口,3号及 び4号柱書き)
1 1	特定課題 α	C - ① 特定課題 α
	1寸化林思は	C - ① 特定課題α   (法 5 条 3 号及び 4 号柱
		(広り呆り方及の4方柱 書き)
1 2	サルの飼養状況	B サルの飼養状況
1 2	ソルツ則食仏爪	ロッルツ則食1人ル

			(法5条2号口, 3号及
			び4号柱書き)
	1 2	特定課題 α	С-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	1 2	その他の特定課題	C-② その他の特定課題
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	1 2	将来のサルの飼育方	D-② 将来のサルの飼育
		法等 現在の検討内	方法等 現在の検討内容
		容	(法 5 条 2 号イ・ロ, 3
			号及び 4 号柱書き)
	1 3	外部委託施設費用	B サルの飼養状況
		(飼育費/年)(外	(法5条2号口,3号及
		部委託施設に関連す	び4号柱書き)
		る記載以外は新たに	
		開示する)	
	1 3	外部委託施設短所	D-② 将来のサルの飼育
		   (外部委託施設短所	方法等 現在の検討内容 方法等 現在の検討内容
		以外は新たに開示す	(法 5 条 2 号イ・ロ, 3
		る)	号及び4号柱書き)
	1 3	特定課題 α	C - ① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	1 4	外部委託施設との異	B サルの飼養状況
		同について記載した	(法5条2号口,3号及
		部分(外部委託施設	び4号柱書き)
		に関連する記載以外	
		   は新たに開示する)	
母群検討	2	委員名簿の氏名・所	F 出席者の氏名・所属等
委 (第1		属等(個人の特定に	(法5条1号, 3号及び
回)資料		つながらない職名等	4 号柱書き)
		は新たに開示)	
	6	氏名等	F 出席者の氏名・所属等
			(法5条1号, 3号及び
			4 号柱書き)
	8	その他の特定課題	C-② その他の特定課題

	1		,
		(霊長研分を新たに	(法5条3号及び4号柱
		開示)	書き)
	8	将来のサルの飼育方	D-② 将来のサルの飼育
		法等 現在の検討内	方法等 現在の検討内容
		容	(法 5 条 2 号イ・ロ, 3
			号及び4号柱書き)
母群検討	1 ~ 2	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
委(第1		等	(法5条1号,3号及び
回)議事			4 号柱書き)
要旨			
母群検討	3 ~ 4	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
委(第2		等	(法5条1号,3号及び
回)資料			4 号柱書き)
	7	将来のサルの飼育方	D-② 将来のサルの飼育
		法等 現在の検討内	方法等 現在の検討内容
		容	(法5条2号イ・ロ, 3
			号及び4号柱書き)
	7	サルの入手時の経緯	A サルの入手時の経緯等
		等	(法5条2号口及び4号
			柱書き)
	7	特定課題α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	8	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
		等 (F・C-①②に	(法5条1号, 3号及び
		関する記述以外を新	4 号柱書き)
		たに開示)	
	8	特定課題α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	8	その他の特定課題	C-② その他の特定課題
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	9	特定課題α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	9	その他の特定課題	C-② その他の特定課題
1	1	t	l .

T		
		(法5条3号及び4号柱
		書き)
9	飼育候補地検討に関	E 飼育候補地
	する資料(表の様式	(法5条2号イ, 3号及
	部分の一部は開示)	び4号柱書き)
1 0 ~ 1 1	特定課題 α	C - ① 特定課題 α
		(法5条3号及び4号柱
		書き)
10~11	飼育候補地検討に関	E 飼育候補地(法5条2
	する資料(表の様式	号イ, 3 号及び 4 号柱書
	部分の一部は開示)	き)
1 2	サルの入手時の経緯	A サルの入手時の経緯等
	等	(法5条2号口及び4号
		柱書き)
1 2	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
	等	(法5条1号,3号及び
		4 号柱書き)
1 3	サルの入手時の経緯	A サルの入手時の経緯等
	等	(法5条2号口及び4号
		柱書き)
1 3	特定課題 α	C - ① 特定課題 α
		(法5条3号及び4号柱
		書き)
1 4	サルの入手時の経緯	A サルの入手時の経緯等
	等(A·C-①②以	(法5条2号口及び4号
	外は新たに開示)	柱書き)
1 4	特定課題 α	C - ① 特定課題 α
		(法5条3号及び4号柱
		書き)
1 4	その他の特定課題	C-② その他の特定課題
		(法5条3号及び4号柱
		書き)
1 5	サルの入手時の経緯	A サルの入手時の経緯等
	等(各図のタイト	(法5条2号口及び4号
	ル・項目について新	柱書き)
	たに開示)	
1 5	サルの飼養状況(各	B サルの飼養状況

	<u> </u>		
		図表のタイトル等は	(法5条2号口, 3号及
		開示)	び4号柱書き)
	1 6	サルの入手時の経緯	A サルの入手時の経緯等
		等	(法5条2号口及び4号
			柱書き)
	1 6	サルの飼養状況	B サルの飼養状況
			(法5条2号口,3号及
			び4号柱書き)
	1 6	特定課題 α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
母群検討	1	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
委(第2		等(個人の特定につ	(法5条1号,3号及び
回)議事		ながらない職名等は	4 号柱書き)
要旨		新たに開示)	
	2	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
		等	(法5条1号,3号及び
			4 号柱書き)
	2	特定課題 α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
母群検討	3	委員会名簿の氏名・	F 出席者の氏名・所属等
委(第3		所属等(個人の特定	(法5条1号,3号及び
回)資料		につながらない職名	4 号柱書き)
		等は新たに開示)	
	4	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
		等(個人の特定につ	(法5条1号,3号及び
		ながらない職名等は	4 号柱書き)
		新たに開示)	
	5	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
		等	(法5条1号,3号及び
			4 号柱書き)
	5	特定課題α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	8 3	特定課題 α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
<u> </u>	<u> </u>		

			書き)
 母群検討	8 3	将来のサルの飼育方	D-② 将来のサルの飼育
委 (第3		法等 現在の検討内	方法等 現在の検討内容
回)資料		容	(法5条2号イ・ロ, 3
			号及び4号柱書き)
	8 4 ~ 8 8	特定課題 α	C - ① 特定課題 α
		,,,,,,,,,	(法5条3号及び4号柱
			書き)
	8 5	将来のサルの飼育方	D-② 将来のサルの飼育
		法等 現在の検討内	方法等 現在の検討内容
		容	(法 5 条 2 号イ・ロ, 3
			号及び4号柱書き)
	8 6	その他の特定課題	C-② その他の特定課題
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	87~92	将来のサルの飼育方	D-② 将来のサルの飼育
		法等 現在の検討内	方法等 現在の検討内容
		容(図のタイトル等	(法5条2号イ・ロ, 3
		一部を新たに開示)	号及び4号柱書き)
第2回W	1	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
G議事		等	(法5条1号,3号及び
(案)			4 号柱書き)
	1	特定課題α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	1	将来のサルの飼育方	D-② 将来のサルの飼育
		法等 現在の検討内	方法等 現在の検討内容
		容	(法5条2号イ・ロ, 3
			号及び4号柱書き)
	2~10	特定課題 α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
	2~10	フリーディスカッシ	D-① 将来のサルの飼育
		ョン部分不開示	方法等 フリーディスカ
			ッション
			(法5条2号イ・ロ, 3
			号及び4号柱書き)

			i i
	2~10	飼育候補地検討に関	E 飼育候補地
		する資料	(法5条2号イ, 3号及
			び4号柱書き)
	2~10	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
		等	(法5条1号,3号及び
			4 号柱書き)
	1 1	将来のサルの飼育方	D-② 将来のサルの飼育
		法等 現在の検討内	方法等 現在の検討内容
		容	(法5条2号イ・ロ, 3
			号及び4号柱書き)
	1 1	特定課題 α	C-① 特定課題 α
			(法5条3号及び4号柱
			書き)
母群検討	1	出席者の氏名・所属	F 出席者の氏名・所属等
委(第3		等	(法5条1号,3号及び
回)議事			4 号柱書き)
要旨			